

議案第54号

白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年白岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

第30条第2項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第1項中「以下この条」を「次項」に改める。

第32条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

第32条第2項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条の見出しを「（保育所型事業所内保育事業所の職員）」に改める。

第45条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

第45条第2項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条の見出しを「（小規模型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第1項中「以下この条」を「次項」に改める。

第48条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

第48条第2項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、この条例による改正後の白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、新条例第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

令和6年8月29日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。